

鳥取県告示第 290 号

平成 16 年鳥取県告示第 878 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 3 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略